

答 申 第 232 号  
平成18年9月11日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年11月11日付け保指第682号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第311号

平成16年12月22日付けで異議申立人から提起された、平成16年12月16日付  
け保指第734号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定につい  
て

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成16年12月16日付け保指第734号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関が行った部分開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）の行政文書の件名が、件名ではなく内容で記載されている。
- (2) 平成16年12月22日付け異議申立てが、なぜ今頃諮問されるのか理解できない。異議申立ては件名を記載すべきところに行政文書の内容を記載したから県条例違反があったとしてしたものである。誤りが是正された場合、いちいち異議申立人は取下げ書を提出しなければならないのか審査会で答申を求める。  
いちいち異議申立てを取下げようでは、イヤガラセで行政文書の内容を記載し、その度に異議申立てをさせ、是正し、異議申立てを取下げさせることを請求人に強制させることになり、又、故意に開示を遅らせる手段に使われ、条例の目的と違う方向に行ってしまう。
- (3) 行政文書の件名を記載しなければならないのに内容を記載する違反を認めながら諮問するのは、是正した場合の行政不服審査法の手続に違反している。  
異議申立てを容認するなら処分を取消し、新たな決定をするのが常識である。
- (4) そもそも原因は保険指導課が、鋸南町の国民健康保険の調整交付金の不正受給に関与していたためである。そのため、組織的に同課が、不法行為がなかったことにするため、いろいろ開示請求する異議申立人に対しイヤガラセをしており、本件はその1例である。
- (5) 開示された文書は、非公開の区分のもので、黒マジックとボールペンで個人情報を書りつぶしたつもりが、照明光線の方角によって全部判読でき、見たくもない個人情報を見せられた。イヤガラセが悪質すぎる。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 対象となる行政文書について

異議申立人が平成16年12月5日付けで開示請求した行政文書は「国民健康保険

審査会への審査請求が提出され、経過についてわかる書類（H16.4.1以降分）」である。

## 2 部分開示決定について

審査請求人及び利害関係人等の住所及び氏名について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることが予定されている情報でもないことから、千葉県情報公開条例（平成12年条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当する情報として、当該部分を不開示とし、それ以外の部分について、開示することとしたものである。

## 3 本件異議申立ての理由に対する意見

- (1) 実施機関は、平成16年12月16日付け保指第734号の部分開示決定通知書の行政文書の件名欄に、該当する行政文書の件名ではなく、平成16年12月5日付け開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記入されていた内容を記載したものである。
- (2) 実施機関は、上記(1)について対応を検討した結果、行政文書部分開示決定通知書の訂正を行うこととし、平成17年10月28日付け保指第653号により訂正を行ったものである。よって当該決定には違法又は不当はなく、異議申立人の主張には理由がない。

## 4 審査会への諮問について

実施機関は、異議申立てについて諮問する内容ではないと判断し、取下げを前提に異議申立人と協議したが了解が得られず諮問の時期が遅れたものである。

# 第4 審査会の判断

## 1 本件文書及び異議申立ての対象について

本件決定に係る行政文書は、平成16年4月1日以降の、国民健康保険法に基づく、3件の国民健康保険審査請求に係る起案文のほか、処分庁の弁明書及び審査請求人の反論書等（以下「本件文書」という。）である。本件文書のうち、実施機関が不開示とした部分は別表のとおりである。

## 2 決定通知書の訂正について

- (1) 本件決定において、実施機関は、行政文書部分開示決定通知書の「行政文書の件名」欄に、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の内容を記載し、通知した。
- (2) その後、異議申立人は決定通知書の「行政文書の件名」欄の記載が、行政文書の件名ではなく「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の内容で記載されているとして、平成16年12月22日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。
- (3) これに対し、実施機関は誤りを認め、平成17年10月28日付け保指第653号により、「行政文書の件名」欄などの訂正を行った。

## 3 条例第8条第2号の該当性について

実施機関が、本号に該当するとして不開示とした部分について、以下検討する。

(1) 審査請求人及び関係者の住所、氏名並びに印影等

審査請求人及び関係者の住所、氏名並びに印影等は、個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。したがって、不開示にすべき情報である。

(2) 法人名、法人の電話番号及びファクシミリ番号等

法人名、法人の電話番号及びファクシミリ番号等は、その情報自体から、特定の個人を識別することはできないが、開示された情報と照合することにより特定の個人を識別できるものであり、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。したがって、不開示にすべき情報である。

なお、上記判断と本件文書中の個別の不開示情報との対応関係は、別表のとおりである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、部分開示決定通知書の件名の誤りを認めながら諮問することは、是正した場合の行政不服審査法の手続に違反しており、異議申立てを容認するなら処分を取消すべきであると主張する。

しかしながら、上記2で説明したように、すでに件名が訂正されていることを踏まえると、実施機関の手続に誤りがあったとはいえ、治癒されている。

なお、異議申立人は、開示の実施の際の実施機関の対応等について、種々主張しているが、当審査会の判断に影響がある事項ではないため、判断しない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 11. 11	諮問書の受理
17. 12. 19	実施機関の理由説明書の受理
18. 1. 4	異議申立人の意見書の受理
18. 5. 23	審議 実施機関から不開示の理由の聴取
18. 6. 20	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年6月20日現在)